

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その14）

－ 審決取消請求事件（複数情報提供方法）－

ソフトウェア委員会 中田 幸治

I. 判決の要約

1. 事件番号(裁判所):平成18年(行ケ)第10255号(知的財産高等裁判所第4部)。
2. 判決言渡日(判決):平成19年2月15日(棄却)
3. 対象事件:不服2003-23590号事件
4. 発明の名称:複数情報提供方法

II. 事案の概要

1. 経緯

原告は、平成12年6月30日、発明の名称を「複数情報提供方法」とする特許出願をしたところ、平成15年9月24日付の拒絶査定を受けたので、同年10月31日、拒絶査定に対する審判を請求し、さらに、同年12月1日、手続補正書により明細書の特許請求の範囲を補正（以下「本件補正」という。）した。特許庁は、平成18年4月10日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年5月1日、その謄本を原告に送達した。本事案は、この審決に対して提起された審決取消請求事件である。

2. 明細書に記載された発明

本願明細書の実施例には、「求職者や企業等は、相互に関連のある案件情報と求人情報が別々に提供されるよりも、同時に提供されるほうが便利な場合があるが、現在このようなものは存在しない為に、情報収集が煩雑であるという問題点があった」という課題を解決するための構成として、インターネットを用いて、案件情報と求人情報とを提供するシステムが記載されている。

なお、本願明細書中には、「案件情報」が「企業が外部に委託する仕事を外部（外注企業等）に向かって募集する情報」であり、「求人情報」が「企業又は外注企業等が採用すべき人を外部（求職者等）に向かって募集する情報」であると記述されている。

3. 請求項に係る発明

本件補正後の請求項1は、以下のとおりである。

【請求項1】

サーバー側からインターネットを介してパーソナルコンピュータ等の端末（クライアント）に対して情報を提供する情報提供方法であって、案件情報と求人情報とを同時に提供できるようにしたものであり、次の段階からなる。

- (1) 前記サーバー側に記憶された案件情報と求人情報に基づいて、案件情報と求人情報とを表示して、外部に仕事を委託する企業等のパーソナルコンピュータ等の端末（クライアント）に対して、案件情報と求人情報の入力を促す段階と、
- (2) 前記サーバー側で、上記外部に仕事を委託する企業等がパーソナルコンピュータ等の端末（クライアント）に対して入力した案件情報と求人情報からデータベースを作成する段階と、
- (3) サーバー側で、該作成したデータベースからホームページを作成して入力された案件情報と求人情報から作成されたデータベースを記憶する段階と、を備える一方、
- (4) サーバー側で、外注企業等や求職者等のパーソナルコンピュータ等の端末（クライアント）に対して、案件情報と求人情報を表示して、所望する対象の案件情報と求人情報の選択を促す段階と、
- (5) 前記サーバー側で、外注企業や求職者等々のパーソナルコンピュータ等の端末（クライアント）にて選択した情報を読み出す段階と、
- (6) 前記サーバー側で読み出された情報を外注企業等や求職者等のパーソナルコンピュータ等の端末（クライアント）にて出力する段階と、を備えたことを特徴とする複数情報提供方法。

4. 審決の内容

(1) 要旨

本件補正後の請求項1に係る発明（以下「本願補正発明」という。）は、原査定拒絶の理由に引用した特開平11-259566号公報（以下「引用例1」という。）に基づいて、特許法29条2項の規定により特許出願の際、独立して特許を受けることができるものではなく、（中略）、本願は特許を受けることができない。

(2) 本願補正発明と引用例1との対比

(相違点1)

本願補正発明は、クライアントに対して案件情報と求人情報とを同時に提供しているのに対して、引用例1に記載された発明は、クライアントに対して仕事情報を提供している点。

(相違点2) ……（省略）

(3) 判断

（相違点1について）クライアントに案件情報と求人情報とを同時に提供することは、当業者が適宜なし得ることである。

(相違点2について) ……（省略）

5. 原告の主張

(1) 取消理由1（本願補正発明と引用例1に記載された発明との対比の誤り）

（省略）

(2) 取消理由2（相違点1についての判断の誤り）

①引用例1には、仕事や求人があった場合に通知するサービスは開示されているが、開示された情報に対する対処方法については開示されていないから、求人情報を閲覧した求職者が所望の求人情報を選択して応募するシステムが、本件出願前に既に実現されていたということとはできない。

②引用例1には、本願補正発明のような、相互に密接に関係する複数の情報（案件情報と求人情報）をリンク（連結）させて同時に提供できるようにすることにより、企業と外注企業と求職者の三者の要求を同時に満たすとともに、業務を迅速かつ効率的に遂行し、従来の業務遂行の煩雑さを解消するという技術について開示も示唆もないから、「仕事以外の異種の複数の情報を提供することも可能であることは当業者の技術常識程度のことである」ということはできない。

(3) 取消理由3（相違点2についての判断の誤り）

（省略）

6. 裁判所の判断

（取消理由1について）……（省略）

（取消理由2について）

①引用例1に記載された従来の人材募集サイトはオープンシステムであって、求職者が希望する仕事を検索することができるのであるから、引用例1には、情報の受信者の範囲について、会員のみに限ることなく希望者全員とすることが示唆されているといえる。そして、情報の選択者とは情報の受信者であるから、引用例1には、情報の選択者の範囲についても、会員のみに限ることなく希望者全員とすることも示唆されているといえる。そうすると、求人情報を閲覧した求職者が所望の求人情報を選択して応募するシステムは、引用例1の従来の人材募集サイトとして、本件出願前既に実現されていたと認められる。原告の上記主張は、採用することができない。

②本願明細書には、案件情報と求人情報についての具体的な実施例として、複数情報の検索画面を表示し、表示された複数情報のうちから案件情報2又は求人情報3の一方を選択し、選択された案件情報又は求人情報の一方だけの検出を行うことが開示されているだけであり、また、作成された案件情報2と求人情報3のデータベースの具体的な構成は開示されていない。そうすると、本願補正発明は、それぞれ独立した案件情報の検索システムと求人情報の検索システムを単に寄せ集めてホームページを作成することにより複数情報の検索を実現するという態様も含むものである。そして、引用例1に記載された発明は、クライアントに対して仕事情報、すなわち案件情報を提供しているから、引用例1に記載された発明が案件情報の検索システムを具備していることは明らかである。（中略）、引用例1に記載された発明の案件情報の検索システムと求人情報を閲覧した求職者が所望の求人情報を選択して応募するシステムを単に寄せ集めてホームページを作成することは、当業者が容易に想到し得たものである。そして、上記イのとおり、本願補正発明は、それぞれ独立した案件情報の検索システムと求人情報の検索システムを単に寄せ集めてホームページを作成する

ことにより複数情報の検索を実現するという態様も含むのであるから（下線は著者により付与。）、クライアントに案件情報と求人情報とを同時に提供することは、当業者が適宜なし得るものであるといわなければならない。

（取消理由3について）……（省略）

Ⅲ. 考察

本件は、概して、引用例に比較して提供する情報の数および内容が異なるという相違点に基づいて発明の進歩性が主張されたものの、単に寄せ集めに過ぎないと判示された事案に分類できる。本件補正後の請求項1には、「案件情報と求人情報とを同時に提供できる」

ことが特定されているが、それ以上の情報間の有機的な繋がりや処理といったものが存在しなかったために、上記のような結論になったものと思われる。

本判決において、裁判所が「案件情報と求人情報についての具体的な実施例として、（中略）選択された案件情報又は求人情報の一方だけの検出を行うことが開示されているだけ」と指摘していることを鑑みると、本件のような状況下においては、少なくとも、情報同士を互いに有機的に結合した何らかの処理もしくは構成を含み、かつ単なる組み合わせで生じる作用効果以上のものを主張しない限り、発明の進歩性が認められることは難しいのではないかと思われる。

（原稿受領日 2009. 4. 1）

読者の声

投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わるパテント編集委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などをEメールにてお寄せ下さい。

●宛 先：日本弁理士会 広報・支援・評価室「読者の声」係

TEL：03-3519-2361 FAX：03-3519-2706

投稿原稿はこちら…patent-bosyuu@jpaa.or.jp

※500字程度で、氏名・年齢・職業・連絡先を明記のうえ、投稿ください。

※掲載の都合上一部を手直しすることがありますので予めご了承ください。